

## 議案第38号

### 明日の学校づくり施設整備事業大口南小学校既設校舎等解体工事請負 契約の変更について

明日の学校づくり施設整備事業大口南小学校既設校舎等解体工事について、下記のとおり請負契約を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大口町条例第4号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

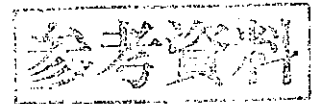
- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 明日の学校づくり施設整備事業<br>大口南小学校既設校舎等解体工事                                |
| 2 契約金額   | 変更前 金79,800,000円<br>変更後 金83,632,500円                             |
| 3 工期     | 変更前<br>平成24年3月6日から平成24年7月20日まで<br>変更後<br>平成24年3月6日から平成24年7月30日まで |
| 4 契約の相手方 | 丹羽郡大口町高橋二丁目23番地<br>佐伯総合建設株式会社尾張支店<br>執行役員支店長 長谷川 幸仁              |

平成24年6月5日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、明日の学校づくり施設整備事業大口南小学校既設校舎等解体工事の設計変更に伴い、契約金額及び工期を変更するため必要があるからである。



## 変 更 設 計 内 訳 表

(単位:円)

	当	初	変	更
工事価格(税抜き) (B)	81,995,000	(B1)	85,933,000	
消費税相当額 (C)	4,099,750	(C1)	4,296,650	
設 計 金 額 (A)	86,094,750	(A1)	90,229,650	
税 抜 契 約 金 額 (E)	76,000,000	(E1)	79,650,000	
消 費 税 相 当 額 (F)	3,800,000	(F1)	3,982,500	
契 約 金 額 (D)	79,800,000	(D1)	83,632,500	

(D1) - (D) = 3,832,500円

$$E1 = B1 \times E / B$$

$$F1 = E1 \times 0.05$$

- 1 E1の段階で千円未満切り捨て
- 2 消費税相当額は円未満切り捨て